

小中学校各行事及び水泳授業サポート事業に係る児童生徒等バス移送業務
委託公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

長洲町教育委員会学校教育課

1 目的

本要領は、長洲町立小中学校の各行事、大会及び水泳授業における児童生徒等の安全な移送を目的とした「小中学校各行事及び水泳授業サポート事業に係る児童生徒等バス移送業務(以下「本業務」という。)」において、安全かつ円滑に業務を委託する事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 委託業務名

学校役第1号 小中学校各行事及び水泳授業サポート事業に係る児童生徒等バス移送業務

3 委託業務内容

別紙「小中学校各行事及び水泳授業サポート事業に係る児童生徒等バス移送業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

4 委託料の提案上限額

令和 8年度	13,807,000 円	}	3年間の合計金額 41,421,000 円
令和 9年度	13,807,000 円		
令和10年度	13,807,000 円		

(上記の金額には、消費税及び地方消費税を含む。)

5 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

- (1)地方自治法施行令(平成 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2)長洲町暴力団排除条例(平成 23 年長洲町条例第 14 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (3)長洲町物品調達等の契約に係る指名停止等の措置要領(平成 22 年長洲町告示第 5 号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4)本提案に基づく仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。
- (5)破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産開始手続きの申し立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている事業者でないこと。
- (6)長洲町競争契約入札心得(平成5年長洲町告示第 36 号)及び長洲町物品調達等競争入札参加者資格審査等要領(平成22年長洲町告示第6号)に基づき、一般競争(指名競争)入札参加資格者として登録されている者であること。

- (7)過去5年以内に、委託者と同規模以上の人口を有する自治体に対して、同様の業務を受託した実績があること。
- (8)国、県、市等において指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。
- (9)国税及び地方税の滞納がないこと。
- (10)熊本県内に本社、支社(支店)を置く法人等であること。
- (11)契約締結後の連絡調整や緊急時の体制が速やかに整えられる者であること。

6 スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和8年4月6日(月)
参加表明書等の提出期限(参加申込)	令和8年4月15日(水) 午後5時まで
質問書受付期限	令和8年4月15日(水) 午後5時まで
質問書に対する回答	令和8年4月17日(金)
参加資格の決定通知	令和8年4月20日(月)
企画提案書等の提出期限	令和8年5月1日(金) 午後5時まで
(審査)プレゼンテーション	令和8年5月上旬～中旬 予定
審査結果の通知	審査後、速やかに実施
業務委託に係る協議及び契約締結	

7 参加申し込み

本業務におけるプロポーザルへの参加を希望する者の参加申し込み方法は次のとおりとする。

(1)提出物

- ① 参加表明書【様式1】
- ② 会社概要関係書類(法人名、所在地、事業概要、法人設立年月日、連絡先等が確認できるもの)
- ③ 地方公共団体との同種又は類似業務の実績が確認できるもの(契約書の写し等)
- ④ 登記簿謄本(写しでも可)
- ⑤ 未納の税額がないことを証明する証明書(国・県・市町村:提出期限から6箇月以内のもの、写しでも可)

(2)提出部数

正本1部 副本7部

(3)提出期限

令和8年4月15日(水) 午後5時まで(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留に限る。)により提出すること。

*ファックス及び電子メールによる提出は受け付けない。

(5) 提出先 長洲町教育委員会学校教育課

*14【問い合わせ先】を参照

*持参の場合は、土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで受け付ける。

8 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書【様式 2】に記入のうえ、電子メールにて提出すること。送信後は到達の確認を必ず行うこと。なお、メールの件名は、「小中学校各行事及び水泳授業サポート事業に係る児童生徒等バス移送業務プロポーザル関係質問」とすること。

(2) 受付期限

令和 8 年 4 月 15 日(水) 午後 5 時まで必着

(3) メールアドレス kyouiku@town.nagasu.lg.jp

(4) 質問書の回答

①令和 8 年 4 月 17 日(金) までに、参加申込みがあった全ての者にメールで回答する。

②①の質問書に対する回答により、募集要領等の追加又は修正があったものとみなす。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書鏡文【様式 4】

②企画提案書(任意様式、ただしA4 サイズにまとめること。)

*企画提案書の内容、構成については、11【委託先の選定方法】の(2)【審査項目及び評価基準】にある評価基準の項目に沿うこと。

③見積書及び業務内訳書(任意様式、ただしA4 サイズにまとめること。)

*見積書への記載は、年度毎の金額も明記すること。

(2) 提出部数 8 部

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)により提出すること。

*ファックス及び電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 提出期限

令和 8 年 5 月 1 日(金) 午後 5 時まで(必着)

(5)提出先

長洲町教育委員会学校教育課

* 14【問い合わせ先】を参照

* 持参の場合は、土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで受け付ける。

10 プレゼンテーションの実施

(1)日 時 令和 8 年 5 月上旬～中旬 予定

(2)場 所 長洲町役場

(3)出席者 最大人数 3 人

(4)提案内容の説明

①プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明すること。

②説明時間は 20 分以内とする。* 準備時間は含まない。

③質疑応答は 10 分以内とする。

(5)備品の貸出

プレゼンテーションに当たり必要な機材等は、各社が用意すること。ただし、スクリーンは町から貸し出しが可能であり、使用する場合は事前に申し出ること。

(6)参加の辞退

参加申込後、都合により辞退する際は、参加辞退届【様式 3】を郵送(簡易書留に限る。)又は持参により令和 8 年 4 月 23 日(木) 午後 5 時までに提出すること。

11 委託先の選定方法

(1)審査

審査は「小中学校各行事及び水泳授業サポート事業に係る児童生徒等バス移送業務委託業者選定委員会」がプレゼンテーションの審査を行い、最高点を獲得した 1 者を本業務の受託予定者とする。ただし、当該点数を選定委員の人数で割った値が審査基準点未満であった場合は、契約を締結しないこととする。

また、受託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は、次点者を新たな受託予定者とする。

なお、プロポーザル参加者が 1 者のみの場合であっても、審査を実施することとする。

審査基準点:100 点満点中 60 点

(2)審査項目及び評価基準

委託業者の選定に係る評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

評価項目		評価基準	配点	計
1 事業者の概要	事業者の信用状況に関すること	本業務を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有しているか。優良運輸事業者の認定を受けているか。	10	15
	本業務に係る業務実績に関すること	本業務の委託先として十分な業務実績を有しているか。	5	
2 提案内容	本業務に係る基本的な考え方	児童・生徒の安全性を最優先に、本業務に意欲的に取り組む姿勢の如何。	10	65
	安全管理体制に関すること	事故等の防止策・取組み等は十分であるか。	10	
		町又は第三者に被害を与えた場合の補償体制は十分とられているか。	5	
	緊急時の対応について	事故及び自然災害等発生時の対処方法は十分であるか。	5	
		使用車両が故障等により使用不可となった際の対応体制等は十分であるか。	5	
		運行時刻の急な変更に対応できる柔軟性があるか。	5	
	業務実施体制について	安全運行のための実施方法、運行責任者の配置、運転士等の配置計画、運転士の代替確保体制は十分であり、突発的な事案に対し迅速な対応が可能か。	10	
	準備体制について	試験運転を含めた6月からの運行開始に対する準備は速やかに対応できるか。	5	
教育体制について	従業員への教育や研修は十分に行われているか。	5		
自由意見、提案	本事業に対するアピールや、独自の優位性など。	5		
3 提案見積額	見積額について	3年間総額にて、下記のとおり審査する	20	20

合 計	100	100
-----	-----	-----

(3) 審査方法

① 提案見積額以外の評価項目

評価は、評価項目ごとの評価基準を参考とし、評価項目ごとの 5 段階評価とする。その際、「C 普通である」を基準とし、それよりもどの程度優れているか、劣っているかを判断する。

評 価		得点
A	当該評価項目において優れている	配点×1.0
B	当該評価項目においてやや優れている	配点×0.8
C	当該評価項目において普通である	配点×0.6
D	当該評価項目においてやや劣っている	配点×0.4
E	当該評価項目において劣っている	配点×0.2

② 提案見積額

提案見積額の得点＝最低提案見積額／提案見積額×20 点

(小数点以下第 2 位を四捨五入)

(4) 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザルに参加した全ての者に文書で通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては一切認めない。

12 失格条件

参加者が、次の条項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案の内容に虚偽がある場合
- (2) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 他の参加者に対して不正な行為をしたと認められる場合
- (4) 定められた以外の手法により、選定委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (5) 委託料の限度額を超えた場合
- (6) その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は 1 者につき 1 案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更及び追加は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。

(5)電子メール等の通信事故については、長洲町はいかなる責任も負わない。

14 問い合わせ先

所在地 〒869-0123 熊本県玉名郡長洲町大字長洲 2760 番地

担当者 長洲町教育委員会学校教育課

電話番号 0968-78-3274

電子メール kyouiku@town.nagasu.lg.jp